



はじめに

沖縄の特区・地域税制は、沖縄への企業進出や県内企業の振興を通じた産業集積・振興を図るため、古くは昭和の時代から継続する優遇税制制度です。その内容は、法人所得を40%、最大10年間控除する、あるいは、設備投資額の最大15%を税額から控除するといった、全国に類を見ない優遇された制度となっています。

政府は沖縄振興策に国家戦略として取り組んでいますが、その一環として、本税制を広く沖縄県内外の方々に周知し、内容を理解していただくため、新たにQ&Aを刊行させていただくことになりました。

Q&Aでは、税制の活用に至るまでの流れを明らかにし、判断に迷う部分を根拠を示しつつ丁寧に説明することを心がけました。また、一般の方にはわかりづらい法令の内容をわかりやすく図示し、活用の可能性が一目でわかるよう工夫しました。県内外の企業関係者をはじめ、企業をサポートする各種経済団体、自治体関係者、金融機関など本税制に関心のある方々に広くお使いいただけるものです。更に事業者の申告等を支援する税理士の実務的な利便も可能な限り考慮しました。是非、ご活用ください。

このQ&Aが、沖縄の特区・地域税制の活用のガイダンスとしてお役に立てることを祈念しています。

編集・発行にあたっては、沖縄税理士会の全面的な協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

またQ&Aの刊行とあわせ、本税制の内容や手続きに関して気軽に相談や問い合わせのできる「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（098-894-6377）を設置しましたので、併せてご活用ください。

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）